

再就職等監視委員会の活動状況

(平成29年度)

1. 委員長及び委員の任命

再就職等監視委員会の委員長及び委員の任期が、平成30年3月20日に満了したことから、平成30年3月21日、内閣総理大臣により委員長及び委員1名が新たに任命され、委員3名が再任された。

2. 委員会の開催状況

再就職等監視委員会を、計18回開催し、再就職等規制違反の疑いのある行為に対する調査結果などに関して議論を行った。

3. 再就職等規制違反行為に関する調査状況

国家公務員法（以下「国公法」という。）第106条の25の規定に基づき公表される再就職情報や当委員会に寄せられた情報等を精査し、再就職の経緯に疑義がある場合や規制違反の疑いがある場合には、再就職した職員OBや人事当局、再就職先などに対して個別の調査を行った。

平成29年度に規制違反が認定された事案の概要は以下のとおり。

(1) 平成29年3月に文部科学省が公表した「文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）」を受けて行われた内閣府による任命権者調査において、平成29年7月、再就職等規制違反行為が認定され、同府において、違反者に対し懲戒処分が行われるとともに、事案の概要が公表された。

(2) 内閣官房内閣人事局（以下「内閣人事局」という。）が再就職等規制に関する全省庁調査を実施した結果、平成29年6月、当委員会は内閣人事局から、国公法第106条の2第1項に規定する他の役職員についての依頼等の規制違反又は国公法第106条の3第1項に規定する在職中の求職規制違反の疑いがあるとして、27件の事案の報告を受けた。

これについて当委員会等で調査を行った結果、平成29年12月、内閣府、金融庁、法務省、財務省及び文部科学省における6件の再就職等規制違反行為を認定し、事案の概要を公表した。当該府省においても違反者に対し懲戒処分等が行われるとともに、事案の概要が公表された。

なお、金融庁に係る事案については、委員会調査の過程で、当該事案

以外にも再就職等規制違反行為を行ったと疑われたことから、全容を解明するため、金融庁長官に対して任命権者調査を行うよう求めた。

(3) 当委員会からの指摘を受けて行われた厚生労働省と当委員会との共同調査において、平成29年12月、再就職等規制違反行為が認定され、同省において、違反者に対し懲戒処分が行われるとともに、事案の概要が公表された。

(4) 任命権者である原子力規制委員会が端緒を把握して行った任命権者調査において、平成29年12月、再就職等規制違反行為が認定され、同委員会において、違反者に対し業務上の注意が行われるとともに、事案の概要が公表された。

4. 再就職等規制に関する周知活動

再就職等規制に関するパンフレットやリーフレットについて、前年度の違反事案の概要を追加する等の改訂を行い、配布するとともに、各府省の本府省や地方支分部局等の人事担当者を対象として、再就職等規制に関する説明会を全国10箇所で開催した。

また、全国各地の経済団体に対して、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼し、これを受けて、各経済団体の会報誌やホームページ等に再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口が掲載されたほか、会員企業等に再就職等規制に関するリーフレットの配布などが行われた。